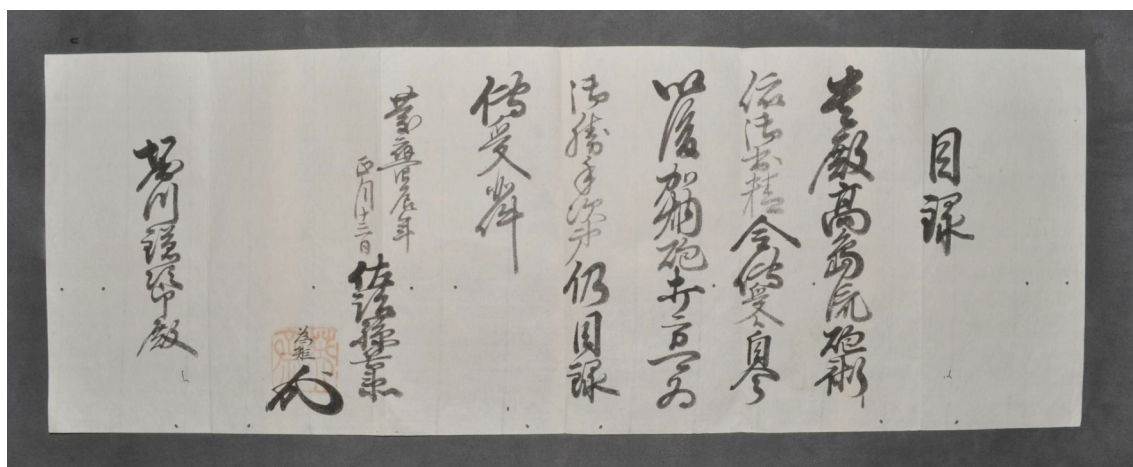


旗本池之端溝口家代官堀川家文書

堀川家は元々新発田城下・中町で米穀商「米屋」を営んでおり、町方支配にも関わって町代格あるいは年寄格の肩書きがつくような有力商人でした。天保10年（1839）、当主才吉が新発田藩主溝口家の分家、旗本池ノ端溝口家から池ノ端陣屋入用金の献金を命じられました。このあたりから堀川家が主に池ノ端溝口家の台所を預かるようになったと思われます。その後安政2年（1855）同家は陣屋代官に任命され、翌年池ノ端へ転居します。代官は江戸定府の主人に代わって領地の支配を行い、年貢の徴収から民政までの全責任を負うもので、堀川家は才吉、静司の2代にわたって勤めました。同家は明治以降も池ノ端村に住み続け、地域の公職を歴任したようで、中浦村長の肩書きが最後に見えます。文書群は「米屋」時代と代官時代に大別でき、後者は越後における旗本領地支配の具体的な状況を伝える希有のものであり、堀川家文書の最大の特徴となっています。当文書の存在はこれまで全く知られておらず、わずかに堀川家が代官を勤めていたということだけが伝えられていました。幕末維新の混乱期の「殿様」（幕末に外国奉行を務めた8代溝口直清、9代直壺）近辺や村方の様子から維新後も続く主家との関係などが読み取ることができる文書群です。

近世後末期・明治 4,176点

（請求記号：E9916）



高島流砲術免状 慶応4年（1868）正月13日

高島流砲術とは、長崎町年寄高島秋帆がオランダ商館長や蘭書から学んだ西洋式砲術。この免状を発行した佐治孫兵衛は新発田藩の砲術家であり、江戸で西洋流砲術を学び藩士の指導にあたった。